

給与事務担当者さまへ

令和6年度 市民税・県民税
特別徴収のしおり

給与事務担当者さまへ

- **令和6年度から変わりますのでご協力ください。**
 - ・退職所得に係る市県民税について・・・納入前に「退職手当等に係る市県民税特別徴収税額納入内訳書」の提出をお願いします。→詳細は P5 へ
 - ・様式を総務省の統一様式に変更しました。→様式は P12～14
 - ・eLTAXで給与支払報告書を提出し、「特別徴収税額決定（変更）通知書」を「正本を電子データで受け取る」と選択した場合、通知書を紙で送付しません。→詳細は P5 へ
- **「給与支払報告書」「給与所得者異動届出書」は、ぜひ、eLTAXでご提出ください。**

問い合わせ先

eLTAXに関すること	
eLTAXヘルプデスク	電話番号：0570-081459 (ハイシンコク)
利用開始の手続き・利用方法について	https://www.eltax.lta.go.jp/
eLTAXホームページのよくある質問	https://eltax.custhelp.com/

特別徴収義務者用の通知内容に関すること	
・給与支払報告書の提出・記入・受付 ・給与所得者異動届出書の提出・記入・受付 ・特別徴収税額通知書の内容 ・特別徴収義務者の所在地・名称変更届の提出・記入・受付	米沢市役所 税務課 市民税担当 TEL：0238-22-5111 内線2322・2323 住所：〒992-8501 米沢市金池5丁目2番25号
※ 個人の税額や課税内容に関することは、個人情報のため、ご本人からお問い合わせください。	

納入に関すること	
・特別徴収税額の納入 ・督促状 ・特別徴収の過誤納金 ・特別徴収の延滞金	米沢市役所 納税課 管理担当 TEL：0238-22-5111 内線2401 住所：〒992-8501 米沢市金池5丁目2番25号

問 合 わ せ 先	山形県米沢市 総務部税務課 市民税担当
	住 所：〒992-8501 山形県米沢市金池5丁目2番25号
	電 話：0238-22-5111 内線2320～2325
	E-mail: zeimu-ka@city.yonezawa.yamagata.jp

令和6年度 市民税・県民税 特別徴収のしおり

目 次

1	特別徴収事務取扱について	
1	市県民税（住民税）	P2
2	特別徴収税額の通知について	
3	納入方法	
4	納期限までに納入しなかった場合	
5	納期の特例（年2回納入）について	
6	市・県民税の算出方法	P3
2	特別徴収事務の手続きについて（事業者が米沢市へする手続き）	
1	給与支払報告書の提出	P4
2	給与所得者異動届出書の提出	
3	退職所得に係る市・県民税	P5
4	特別徴収義務者の事業所名称等に変更があったとき	
5	eLTAXの利用について	
3	記入例	
1	納入書	P6
2	給与所得者異動届出書(入社して普通徴収から特別徴収に変更する場合)	P7
3	給与所得者異動届出書(退職等で本人納付の普通徴収になる場合)	P8
4	給与所得者異動届出書(退職等で残りの税額を一括して納入する場合)	P9
5	給与所得者異動届出書(転勤等で特別徴収義務者が変更になる場合)	P10
6	退職手当等に係る市県民税特別徴収税額納入内訳書	P11
4	様式	
1	特別徴収切替届出書	P12
2	給与所得者異動届出書	P13
3	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	P14
4	退職手当等に係る市県民税特別徴収税額納入内訳書	P15
5	指定通知書	P16

様式について…コピーしてお使いください。米沢市のホームページからもダウンロードできます。

サイト内キーワード検索

特別徴収

令和6年度 日程表

特徴月	期別	異動内容	異動届提出締切日 ※必着	通知書発送日
令和6年6月	当初	退職等で普通徴収へ切替・特徴・転勤	令和6年4月15日	令和6年5月15日
令和6年7月	2期	全て可能	令和6年6月20日	令和6年6月27日
令和6年8月	3期		令和6年7月23日	令和6年7月30日
令和6年9月	4期		令和6年8月22日	令和6年8月29日
令和6年10月	5期		令和6年9月19日	令和6年9月27日
令和6年11月	6期		令和6年10月23日	令和6年10月30日
令和6年12月	7期		令和6年11月21日	令和6年11月28日
令和7年1月	8期		令和6年12月19日	令和6年12月26日
令和7年2月	9期		令和7年1月23日	令和7年1月30日
令和7年3月	10期	特別徴収へ切替不可 転勤は可	令和7年2月19日	令和7年2月27日
令和7年4月	11期		令和7年3月21日	令和7年3月28日
令和7年5月	12期		令和7年4月15日	令和7年4月28日

※1 日程表の見方…特別徴収への切替

例) 7月23日まで異動届を提出した場合、8月分から特別徴収になり、通知書は7月29日に発送します。
6・7月分は普通徴収で納付する必要があります。

※1～4月までに退職した場合は一括徴収が義務付けられています。

1 特別徴収事務取扱について

1 市県民税（住民税）

- ・ 前年中（1～12月）の所得に課税される税金で、本年1月1日時点で住民登録がある市町村へ納めます。

特別徴収 … 特別徴収義務者（給与支払者）が、納税義務者（従業員等）の毎月の給与から市・県民税を徴収（6月～翌年5月）し、翌月10日まで納入する制度です。

普通徴収 … 納税義務者（個人）が、市・県民税を納付する制度です。米沢市は現在6～3月の10期徴収です。

2 特別徴収税額の通知について

- ・ 「特別徴収税額の決定通知書」を受け取ったら、納税者（従業員等）には納税義務者用通知書を渡してください。退職・転勤により交付できない場合は、「給与所得者異動届出書」の提出と併せて返送してください。
- ・ 税額は給与支払報告書のほか、確定申告書等の資料や調査により計算しており、年度途中で税額が変更する場合があります。その場合は変更通知書を送付します。
- ・ 納税者に給与所得以外の所得があり、それについて普通徴収（本人が納付）を希望する申告書を提出している場合は、その所得については普通徴収になります。

3 納入方法

- ・ 納 入 書 … 当初に1年間分の納付書（12枚+予備2枚）を送付しています。当初の納入金額が0円の場合も納入書を送付しています。
- ・ 納 入 期 限 … 徴収した翌月の10日です。10日が休日・祝日の場合はその翌日になります。
- ・ 納 入 金 額 … 印字してありますが、税額に変更があった場合は修正して使用してください。

→P6参照

- ・ 納入できる金融機関等 … 荘内銀行・山形銀行・東邦銀行・きらやか銀行・米沢信用金庫・山形第一信用組合・東北労働金庫・山形おきたま農業協同組合・ゆうちょ銀行・郵便局（東北6県内）

- ・ ①の金融機関以外で納入される場合、取り扱いできるか確認してください。手数料がかかる場合もあります。
- ・ 米沢市役所 2階 納税課の窓口でも納入できます。
- ・ 東北6県以外の郵便局（ゆうちょ銀行）で納入するときは、「指定通知書」が必要です。

- ・ 電子納税 … eTAXの地方税共通納税システムを利用し、電子納税ができます。

詳細は→ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

※当市では特別徴収の口座振替は行っておりません。

4 納期限までに納入しなかった場合

- ・ 納期限までに完納されない場合は、督促状を発送し、督促手数料（100円）が加算されます。さらに、完納日までの日数に応じて、納入すべき税額に対し、延滞金も合わせて納入することになります。

延滞金の割合

納期限の翌日から1カ月までの期間	年7.3%	令和6年1月1日～12月31日までは年2.4%
それ以降の期間	年14.6%	令和6年1月1日～12月31日までは年8.7%

5 納期の特例（年2回納入）について

- ・ 条件… 常時10人未満の従業員（パート・アルバイトを含む。）を雇用している特別徴収義務者である。
- ・ 手続… 「市民税県民税 特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」を提出してください。

※ 納期特例の承認後に従業員が10人以上になった場合は「要件を欠いた旨の届出書」を提出する必要があります。

※ 市税の滞納や著しい納付の遅延がある場合は、納期の特例が受けられないことがあります。また、承認を受けた後でも取り消す場合があります。

- ・ 納期限…

6月分～11月分	1回目	12月10日
12月分～翌年5月分	2回目	翌年6月10日

10日が休日・祝日の場合は翌営業日が納期限

- ・ 徴収… 従業員からは毎月給与支払いのときに徴収してください。納期の特例を受けた場合でも退職等の異動があればその都度異動届出書を提出してください。

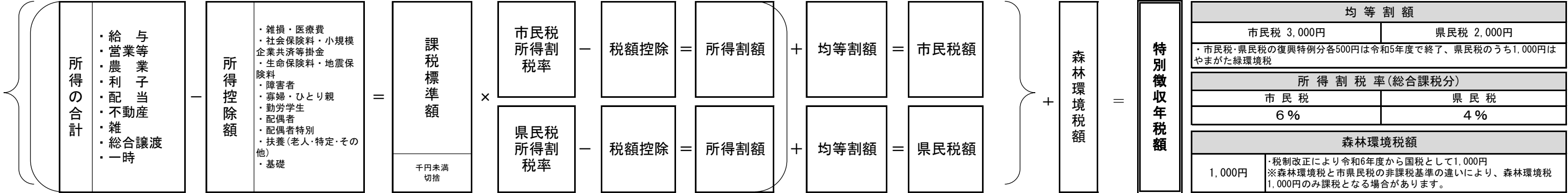
- ・ 提出… 提出方法・・・郵送または持参
提出先・・・米沢市役所 税務課 または 納税課

6 市・県民税の算出方法

●課税対象者と非課税者

課税される人	課税されない人		均等割の非課税者	所得割の非課税者
令和6年1月1日現在、米沢市に住所を有し、令和5年中に所得のあった人	令和6年1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人	障害者、未成年者(平成16.1.3生まれ以降)、寡婦又はひとり親で、令和5年中の合計所得金額が135万円以下の人	令和5年中の合計所得金額が次の額以下の人	令和5年中の総所得金額等が次の額以下の人
			本人のみであれば38万円	本人のみであれば45万円
			28万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族の人数)+10万円+17万円	35万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族の人数)+10万円+32万円

●計算式 ※分離課税の所得がある場合は、税額の算出方法が異なります。



●控除

所得控除の基準表							
雑損控除額	$\left\{ \begin{array}{l} \text{損害金額} \\ \text{− 保険金等で補てん} \\ \text{される金額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{各種所得の} \\ \text{合計金額} \end{array} \times 10\% \right\}$ と(災害関連支出の金額−5万円)のいずれか多い方の金額	寡婦・ひとり親 控 除 額	(合計所得額500万円以下であること)				
	寡 婦		夫と死別したもの、もしくは夫と離別し扶養親族を有するもの	260,000円			
医療費控除額	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支払った医療費} \\ \text{− 保険金等で補てん} \\ \text{された金額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{①各種所得の合計額} \times 5\% \\ \text{②100,000円} \end{array} \right\}$ (最高200万円) ※①又は②のいずれか低い金額	勤労学生控除額	ひとり親	生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有する単身者	300,000円		
(通常の医療費控除かセルフメディケーション税制のどちらか一方を選択)	$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定一般用医薬品等} \\ \text{購入費の金額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{保険金、損害賠償金な} \\ \text{どで補てんされる金額} \end{array} \right\} - 12,000\text{円}$ (最高8万8千円)		合計所得金額が75万円以下で、給与所得等以外の所得が10万円以下の学生等			260,000円	
社会保険料 控除額	支払った額又は給与から控除された社会保険料の合計額	配偶者控除額	控 除 額				
小規模企業共済 等掛金控除額	支払った小規模企業共済制度に基づく掛金(旧第2種共済契約に基づく掛金を除く。)、心身障害者扶養共済掛金、企業型年金加入者掛金または個人型年金加入者掛金の合計額		扶養控除額	納税義務者の合計所得金額	控除対象配偶者		
				(昭和29年1月2日以降生)			
				老人控除対象配偶者			
		(昭和29年1月1日以前生)					
生命保険料 控除額	1. 新契約 (1) 12,000円以下 全額 (2) 12,000円超32,000円以下 支払保険料×1/2+6,000円 (3) 32,000円超56,000円以下 支払保険料×1/4+14,000円 (4) 56,000円超 28,000円 2. 旧契約 (1) 15,000円以下 全額 (2) 15,000円超40,000円以下 支払保険料×1/2+7,500円 (3) 40,000円超70,000円以下 支払保険料×1/4+17,500円 (4) 70,000円超 35,000円 一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)−一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合算額(限度額28,000円)	配偶者特別 控 除 額	900万円以下	330,000円	380,000円		
			900万円超〜950万円以下	220,000円	260,000円		
			950万円超〜1,000万円以下	110,000円	130,000円		
			(イ)一般扶養親族(平成17.1.2〜平成20.1.1生) (昭和29.1.2〜平成13.1.1生)			330,000円	
			(ロ)老人扶養親族(昭和29.1.1以前生)			380,000円	
			(ハ)同居老親等			450,000円	
			(ニ)特定扶養親族(平成13.1.2〜平成17.1.1生)			450,000円	
			納税義務者の合計所得金額				
			配偶者合計所得金額	900万円以下	900万円超〜 950万円以下	950万円超〜 1000万円以下	
			480,001円〜 950,001円〜 1,000,001円〜 1,050,001円〜 1,100,001円〜 1,150,001円〜 1,200,001円〜 1,250,001円〜 1,300,001円〜 1,330,001円〜	950,000円 1,000,000円 1,050,000円 1,100,000円 1,150,000円 1,200,000円 1,250,000円 1,300,000円 1,330,000円	330,000円 330,000円 310,000円 260,000円 210,000円 160,000円 110,000円 60,000円 30,000円 0円	220,000円 220,000円 210,000円 180,000円 140,000円 110,000円 80,000円 40,000円 20,000円 0円	110,000円 110,000円 110,000円 90,000円 70,000円 60,000円 40,000円 20,000円 10,000円 0円
地震保険料 控除額	1. 地震保険料のみの場合 (1) 50,000円以下 支払保険料×1/2 (2) 50,000円超 25,000円 2. 旧長期損害保険料のみ (1) 5,000円以下 全額 (2) 5,000円超15,000円以下 支払保険料×1/2+2,500円 (3) 15,000円超 10,000円 3. 地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合 1+2＝地震保険料控除額(限度額25,000円)	基礎控除額	24,000,000円以下……………430,000円				
	24,000,001〜24,500,000円……290,000円						
	24,500,001〜25,000,000円……150,000円						
障害者控除額	その他の障害者 . . . 260,000円 特別障害者 . . . 300,000円 同居特別障害者 . . . 530,000円	基礎控除額	25,000,001円以上……………0円				

所得金額調整控除
(1) 給与収入が850万円超で下の①〜③のいずれかの要件を満たす場合、下記で算出した金額を給与所得から控除する ①本人が特別障害者 ②23歳未満の扶養親族あり ③特別障害者である同一生計配偶者または特別障害者である扶養親族あり 〔給与等の収入額(1,000万円超の場合は1,000万円)−850万円〕×10% (2) 給与所得および公的年金等雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、下記で算出した金額を給与所得から控除する 〔給与所得(10万円超の場合は10万円)＋公的年金等雑所得(10万円超の場合は10万円)〕−10万円

住宅借入金等特別税額控除
前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合で乗じた金額 ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額 ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額) ②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)
市民税 3/5 県民税 2/5
配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除 市民税 3/5 県民税 2/5
配当控除
課税所得金額 1,000万円以下の部分 1,000万円超の部分
税額 市民税 県民税 市民税 県民税
利益の配当等 1.60% 1.20% 0.80% 0.60%
一般外貨建等証券投資信託以外 0.80% 0.60% 0.40% 0.30%
一般外貨建等証券投資信託 0.40% 0.30% 0.20% 0.15%
調整控除 ※合計所得金額2,500万円超の人には適用なし
1)課税所得金額が200万円以下の人 ①と②のいずれか小さい金額の5%(市民税3%・県民税2%) ①市・県民税と所得税の人的控除の差の合計額 ②課税所得金額 2)課税所得金額が200万円超の人 ①から②を控除した額(5万円未満の場合は5万円)の5%(市民税3%・県民税2%) ①市・県民税と所得税の人的控除の差の合計額 ②課税所得金額−200万円 ひとり親控除・配偶者特別控除については、一部計算が異なります。
寄附金税額控除 ※対象寄附金の限度額は総所得金額等の30%
{(①〜③の寄附金の合計額) − 2,000円} × {市民税 6% 県民税 4%}
①都道府県、市町村若しくは特別区に対する寄附金・・・※1 ②住所地の県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金 ③都道府県・市町村が条例で指定する寄附金
課税所得金額-人的控除差調整額 割合(A) 割合(B)
0未満 地方税法に定める割合
※1 ・①のうち特例控除の対象となる寄附金が2,000円を超える場合は、次の特例控除額を加算(所得割額の2割が限度) (①−2,000円)×右表(A)の割合×{市民税 3/5 県民税 2/5}
・ふるさと納税ワンストップ制度が適用される場合、所得税における控除に代えて次の申告特例控除額を加算 特例控除額×右表(B)の割合×{市民税 3/5 県民税 2/5}
18,000,001円〜 49.16/100 40,000,001円〜 44.055/100 9,000,001円〜は全て33.693/56.307

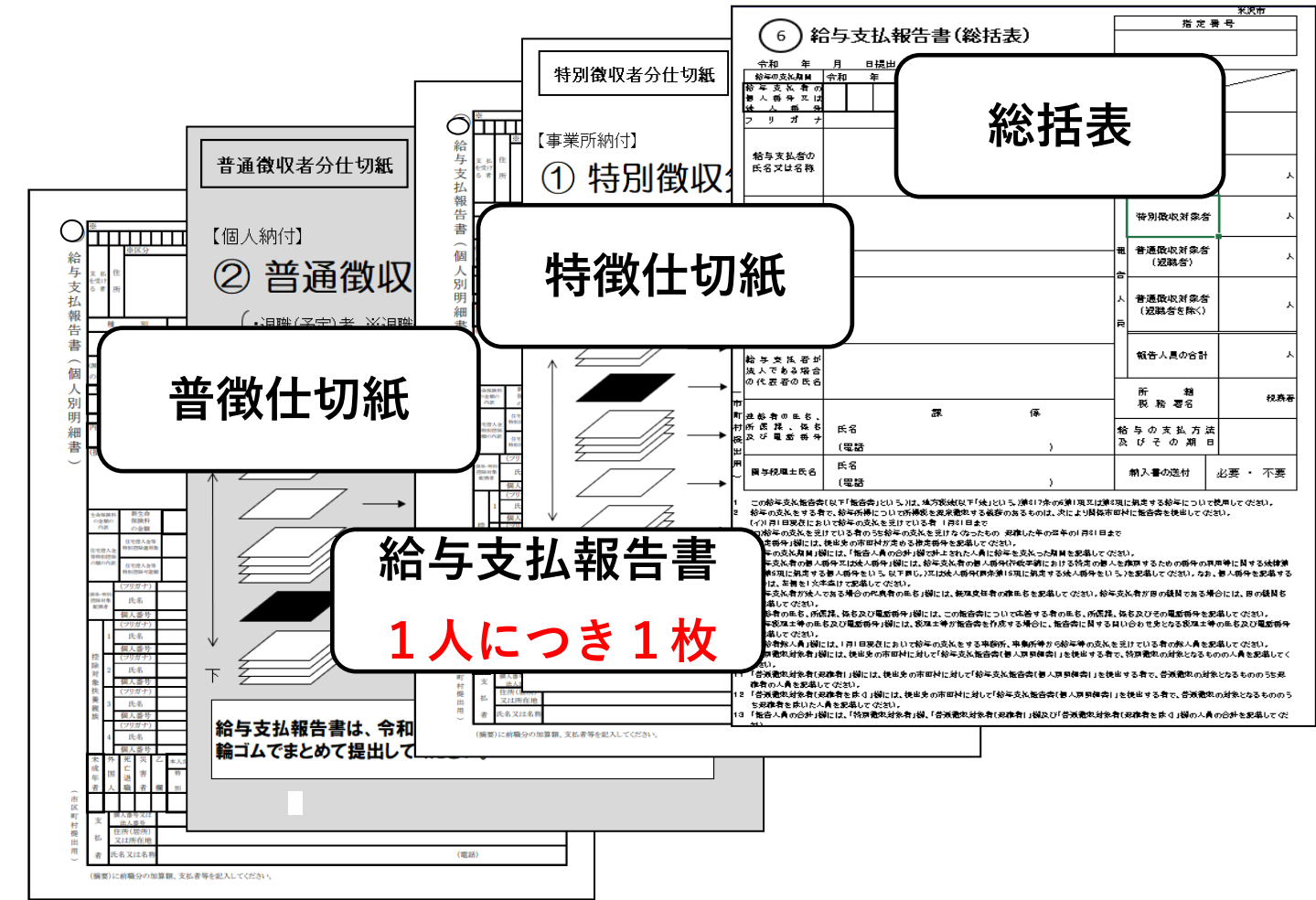
2特別徴収事務の手続きについて（事業者が米沢市へする手続き）

1給与支払報告書の提出・・・1月末日まで

- 給与所得について所得税を源泉徴収する義務のある事業所は、前年中に給与の支払いをした従業員等の「給与支払報告書」を提出してください。

① 給与支払報告書について

対象	前年1月1日から12月31日の1年間に、給与の支払いを受けた方で、当年1月1日時点で米沢市に住民票のある方
提出期限	給与を支払った年の翌年1月末日
提出書類	・ 給与支払報告書(総括表) ・ 給与支払報告書(個人別明細書) ※給与支払報告書(個人明細書)の提出枚数は1人につき1枚です。
提出	・ 提出方法 … eLTAX、郵送または持参 ・ 提出先 … 米沢市役所 税務課
注意事項	・ 当市では特別徴収を1事業所のみで実施しています。 ・ 徴収区分の判断がつかない場合は特別徴収として取り扱います。 ・ 退職の場合は、退職時の住所地の市町村に提出してください。 ・ 2事業所以上から特別徴収で提出があった場合、前年度特別徴収をしていた給与支払者であることなどを判断し、特別徴収義務者の決定をさせていただきます。



② eLTAX（エルタックス）での提出について

100枚以上の給与支払報告書を提出する場合は、eLTAXでの提出をお願いします。

※平成30年度の税制改正で、前々年に税務署に提出すべき給与所得の源泉徴収票の枚数が100枚以上ある場合は、eLTAX又は光ディスク等による提出が義務付けられました。

2特別徴収切替届出書・給与所得者異動届出書の提出 ※提出についての日程表はP1参照

- 従業員の中途入社や退職等異動があった場合、事由が発生した翌月10日まで提出してください。非課税の場合も提出が必要です。

誰が	異動事由	内容	提出する書類	
従業員	年度途中の入社	特別徴収に切替	特別徴収切替届出書	→記入例 P7参照
従業員	退職・休職	普通徴収に切替 又は一括徴収にする	給与所得者異動届出書	→記入例 P8・9参照
従業員	死亡	普通徴収に切替	給与所得者異動届出書	
従業員	出国	一括徴収にする又は納税管理人を選定し普通徴収に切替	給与所得者異動届出書 納税管理人申告(承認申請)書	※必要な場合はご連絡ください。
従業員	転勤	特別徴収を継続	給与所得者異動届出書	→記入例 P10参照
会社	解散・廃業・倒産	普通徴収に切替 又は一括徴収にする	給与所得者異動届出書	
会社	合併	特別徴収を継続	給与所得者異動届出書	

提出の注意点

特別徴収→普通徴収	① 提出が遅れると、納税義務者の1回あたりの納付額が増えることになりますので速やかに提出してください。 ② 給与支払報告書を提出した人が、当年4月1日現在において給与の支払いを受けなくなった場合、当年の4月15日までに「給与所得者異動届出書」を提出してください。 <u>期限を過ぎると当初(5月中旬)の税額決定通知書に反映できません。</u>
普通徴収→特別徴収	① 普通徴収(本人納付)との二重納付とならないよう従業員と十分調整してください。 ② 特別徴収に切り替えた場合、普通徴収の納付書は、特別徴収の変更通知書で切り替わったことを確認してから破棄してください。 ③ 変更月をさかのぼっての切替はできません。 例) 「給与所得者異動届出書」が6/24に提出→8月分から特別徴収への切替になり、6・7月分は普通徴収での納付になります。 ④ 普通徴収の納期の関係上、令和7年4月分及び5月分からの切替はできません。今年度最終締切日…令和7年2月19日 ⑤ 「令和6年度日程表」の締切日までに提出した場合、特別徴収に切り替えられるのはその期別からになります。誤って記入があった場合こちらで修正します。 例) 「給与所得者異動届出書」が7/29に8月分から特徴へ切り替える届出書を提出→8月分からの切替はできません。9月分から特別徴収への切替になり、6・7・8月分は普通徴収での納付になります。 ⑥ 特別徴収切替届出書を提出していただいた場合でも、前勤務先から異動届出書が未提出の場合、特別徴収へ変更することができません。前勤務先へは、納税義務者ご本人より、異動届出書の提出が必要なことを連絡してください。
特別徴収継続	転勤についてはさかのぼっての切替が可能です。

- 提出… 提出方法・・・eLTAX、郵送または持参
提出先・・・米沢市役所 税務課

3 退職所得に係る市・県民税

退職所得に係る市・県民税は、他の所得と分離して税額を計算し、退職手当等から差し引いて、退職手当等の支払いを受けるべき日(通常は退職日)の属する年の1月1日時点で住民登録していた市町村に納入します。

① 税額の算出

退職所得の金額

退職手当等の金額

—

退職所得控除額 ※1

× 1 / 2

税率

× 6 %

=

市民税額

税率

× 4 %

=

県民税額

(千円未満切捨)

(百円未満切捨)

※1 退職所得控除額の算出

勤続年数 1年未満端数切上	退職所得控除額	
20年以下	40万円×勤続年数（80万に満たない場合は80万円）	障害者になったことにより退職した場合は100万円加算
20年超	800万円＋70万円×（勤続年数-20年）	

※2 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については適用なし。勤続年数5年以外の退職金については、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分は適用なし。

② 事務手続き

1

退職者が事業所に退職所得申告書を提出する。

2-1

退職手当等の支払いを受ける人が法人役員等の場合…市町村に特別徴収票を提出する。

2-2

退職手当等の支払いを受ける人が法人役員等以外の場合…市町村に「退職手当等に係る市県民税特別徴収税額納入内訳書」又は「特別徴収票」を提出する。

3

徴収した月の翌月10日までに納入申告書を提出、納入する。
※納付書の裏面納入申告書を必ずご記入ください。

→P6参照

※「退職手当等に係る市県民税特別徴収税額納入内訳書」についてお願い

→P11参照

課税事務を正確に行うため、納入前に「退職手当等に係る市県民税特別徴収税額納入内訳書」の提出をお願いします。なお、特別徴収票を提出していただいている場合や納入内訳書に替わる独自の様式等で提出していただける場合は、提出不要です。納入前に提出いただきますよう、ご協力をお願いします。

4 特別徴収義務者の事業所名称等に変更があったとき

事業所名称や所在地、書類の送付先を変更したときや合併したときは「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。

※市県民税以外の税目について変更する場合は、別途届出が必要な場合があります。

5 e L T A Xの利用について

- 令和6年度（令和6年5月送付分）からの変更事項
e L T A Xで給与支払報告書を提出し、「特別徴収税額決定（変更）通知書」を「正本を電子データで受け取る」と選択した場合、通知書を紙で送付しませんのでご注意ください。

利用開始の手続き・利用方法についての問い合わせ先	https://www.eltax.lta.go.jp/
e L T A Xホームページのよくある質問	https://eltax.custhelp.com/

3 記入例

I 納入書

表面

山形県米沢市

個人市民税
個人県民税

納入済通知書 (公)

ID

市区町村コード

062022

口座番号

02410-5-960031

加入者名

米沢市会計管理者

年

×

×

0

6

月分

9

9

9

9

9

9

指定番号

999999

納入金額(1)

975,000

納入金額

給与分
一括徴収
分を含む

886000

退職
所得分

73500

延滞金

督促
手数料

(2) 合計額

959500

納入金額

納入金額が、右の納入金額(1)欄の金額と同じ場合は、納入金額(2)欄の『給与分』欄と『合計額』欄に同じ金額を記入してください。
納入金額が、異なる場合は(1)欄の金額を二重線で抹消し、上段に異なる金額を記入してください。同時に(2)の欄『給与分～合計額』欄に異なる金額を記入してください。

納期限

取りまとめ先

仙台貯金事務センター
(〒980-8794)

領収日付印

米沢特徴

(特別徴収義務者)

住所又は所在地

〒 〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇1-1-1

氏名又は名称

株式会社 〇〇商事

納入書の注意事項

OCR（光学文字読取装置）により数字を読み取ります。

- ・用紙を折ったり、曲げたり、汚したりしないでください。
- ・黒のボールペン又はペンで記入してください。
- ・¥記号は記入しないでください。
- ・数字は枠からはみ出ないように記入してください。
- ・誤った金額を記入してしまった場合は、予備の納入書を使用してください。

◆納入金額に変更が生じた場合、2本線で抹消（訂正印は不要）

◆給与からの徴収税額（退職等による一括徴収分がある場合は月割額との合計額）

◆退職所得に係る徴収税額

※納入済通知書裏面の納入申告書も必ず記入

※納入金額(1)に変更がない場合も必ず記入

◆納入金額の合計額

裏面

退職所得分ある場合は裏面も記入

山形県米沢市

個人市民税
個人県民税

納入申告書

米沢市長宛

×

年

×

月

×

日

提出

×

年

6

月分

人員

1

人

退職手当等支払金額

+

億

千

百

+

万

千

百

+

円

6670755

特別徴収税額

市民税

44100

県民税

29400

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

(特別徴収義務者)

住所又は所在地

〒 〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇1-1-1

氏名又は名称

株式会社 〇〇商事

法人番号又は個人番号

(受付印)

◆網掛け
部分記入

上記のとおり通知します。

(受付店→山形銀行米沢支店(取りまとめ店)→米沢市(米沢市保管))

領収証書	納入書	納入済通知書
------	-----	--------

※記入例は「納入済通知書」ですが、「領収証書」「納入書」も同様に記入してください。
※名称や住所に変更があった場合もそのまま使用できます。

2 給与所得者異動届出書（入社して普通徴収から特別徴収に変更する場合）

特別徴収切替届出(依頼)書												
(あて先) 米沢市長宛 令和 × 年 × 月 × 日 提出			特別徴収義務者 指定番号		950000			連絡先	所属		給与担当	
			住所(居所) 又は 所在地		郵便番号		992-0012					
					米沢市金池5丁目2番25号							
			フリガナ		カブシキガイシャカナイケショウテン							
			氏名又は 名称		株式会社 金池商店							
			法人番号		//////////							
代表者名		金池 太郎		氏名		山田一子						
				電話		0238-22-5111						
下記の者について、 9 月分より特別徴収を希望します。 (10 月 10 日 納期限分)												
給与所得者	現住所	郵便番号	992-0045		米沢市中央〇丁目〇番〇号			普通徴収	年税額	120,000 円		
	フリガナ	ウエスギハナコ							納付済額	36,000 円		
	氏名	上杉 花子			納付済期	3 月	随時分 期分		まで			
	住所 (1月1日)	米沢市中央〇丁目〇番〇号			納税通知書番号							
	生年月日	昭和60年2月1日		受給者番号			異動年月日	× 年 8 月 1 日				
備考												

3 給与所得者異動届出書（退職等で本人納付の普通徴収になる場合）

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

年度

1.現年度

2.新年度

3.両年度

米沢市長宛

令和

×

 年

×

 月

×

 日提出

給与支払者

特別徴収義務者

〱

所在地

〒992-0012
米沢市金池5丁目2番25号

フリガナ

カナイケショウテン

氏名又は名称

株式会社 金池商店

個人番号又は法人番号

//////////

特別徴収義務者
指定番号

950000

宛 名 番 号

180000

担 連
当 絡
者 先

所 属

氏 名

電 話

給与担当

山田一子

0238-22-5111

(内線 2323)

フリガナ

ウミノ イチロウ

氏 名

海野 一郎

生年月日

平成12年4月1日

個人番号

22222222222

受給者番号

120,000

1月1日現在の住所

〇〇市〇町1丁目1-1

異動後の住所

(ア)
特別徴収税額
(年税額)

(イ)
徴収済額

(ウ)
未徴収税額
(ア)-(イ)

異 動
年 月 日

異 動 の 事 由

異動後の未徴収
税額の徴収方法
(注)

円

円

円

令和 $\times$ 年
9 月
29 日

1

右から
番号を
記入

1. 退 職
2. 転 職
3. 休 職
4. 死 亡
5. 支 払 少 額 ・ 不 定 期
6. 合 併 ・ 解 散
7. そ の 他

事由・理由 []

3

右から
番号を
記入

1. 特 別 徴 収 継 続
2. 一 括 徴 収
3. 普 通 徴 収
(本 人 納 付)

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先
(特別徴収義務者)

特別徴収義務者
指 定 番 号

所在地

フリガナ

氏名又は名称

新規

法人番号

担当
者
連
絡
先

所 属

氏 名

電 話

新しい勤務先へは、月割額_____円を
____月分(翌月10日納入期限分)から
徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号

納入書の要否
(新規の場合のみ記載)

内線 ()

1.必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由

右から
番号を
記入

1.異動が令和 _____年12月31日までで、一括徴収の申出があったため

2.異動が _____年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日

徴収予定額
(上記(ウ)と同額)

円

左記の一括徴収した税額は、
____月分(翌月10日納入期限分)で
納入します。

3. 普通徴収の場合

理由

右から
番号を
記入

1.異動が令和

5

 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2. _____年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

3.死亡による退職であるため

※市町村記入欄

(注) 新年度分又は両年度分の異動届出書を作成する場合における「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄等の記載方法

① 新年度分の異動届出書を作成する場合であって、新しい勤務先において特別徴収されることを希望する場合、本欄は記載せずに、「1.特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。普通徴収されることを希望する場合、本欄及び各徴収方法欄は記載不要です。

② 両年度分の異動届出書を作成する場合、本欄は異動年月日時点で現に特別徴収している特別徴収税額について記載してください。

③ 両年度分の異動届出書を提出する場合における、現年度分及び新年度分それぞれの異動後の税額については、原則として以下の徴収方法によることを希望しているものとして扱われます。
(現年度分) 本欄で選択した徴収方法。
(新年度分) 「1. 特別徴収継続の場合」欄に記載があった場合は新しい勤務先における特別徴収。記載がなかった場合は普通徴収。

8

4 給与所得者異動届出書（退職等で残りの税額を一括して納入する場合）

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書										年度		1.現年度		2.新年度		3.両年度	
米沢市長宛				給与支払者 特別徴収義務者 〔 〕	所在地 〒992-0012 米沢市金池5丁目2番25号 フリガナ カナイケショウテン		特別徴収義務者 指定番号 950000										
令和 × 年 × 月 × 日提出		氏名又は名称 株式会社 金池商店			宛 名 番 号 180000		所 属 給与担当										
		個 人 番 号 又は 法 人 番 号 //////////			氏 名 山田一子		電 話 0238-22-5111 (内線 2323)										
給与所得者	フリガナ ウミノ イチロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異 動 日 年 月 日		異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税額の徴収方法 (注)				
	氏 名 海野 一郎																
	生年月日 平成12年4月1日																
	個人番号 22222222222				6 月から 10 月まで		11 月から 5 月まで		令和× 年 10 月 31 日		1 右から 番号を 記入		2 右から 番号を 記入				
	受給者番号		120,000														
	1月1日 現在の住所 〇〇市〇町1丁目1-1																
異動後の 住所				円		円		円		事由・理由 []		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)					
1. 特別徴収継続の場合																	
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号		新規		法人番号				新しい勤務先へは、月割額_____円を								
	所在地		〒		所 属				[] 月分(翌月10日納入期限分)から								
	フリガナ				氏 名				徴収し、納入するよう連絡済みです。								
	氏名又は名称				電 話				受給者番号								
内線 ()										納入書の可否 (新規の場合のみ記載)		[] 右から 番号を 記入 1.必要 2. 不要					
2. 一括徴収の場合																	
理 由	[] 右から 番号を 記入		1.異動が令和 5 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため				徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、						
			2.異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため				5 年 11 月 31 日		70,000 円		[] 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。						
3. 普通徴収の場合																	
理 由	[] 右から 番号を 記入		1.異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため				※市町村記入欄										
			2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため														
3.死亡による退職であるため																	
(注) 新年度分又は両年度分の異動届出書を作成する場合における「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄等の記載方法																	
① 新年度分の異動届出書を作成する場合であって、新しい勤務先において特別徴収されることを希望する場合、本欄は記載せずに、「1.特別徴収継続の場合」欄に必要な事項を記載してください。普通徴収されることを希望する場合、本欄及び各徴収方法欄は記載不要です。																	
② 両年度分の異動届出書を作成する場合、本欄は異動年月日時点で現に特別徴収している特別徴収税額について記載してください。																	
③ 両年度分の異動届出書を提出する場合における、現年度分及び新年度分それぞれの異動後の税額については、原則として以下の徴収方法によることを希望しているものとして扱われます。																	
(現年度分) 本欄で選択した徴収方法。																	
(新年度分) 「1. 特別徴収継続の場合」欄に記載があった場合は新しい勤務先における特別徴収。記載がなかった場合は普通徴収。																	

5 給与所得者異動届出書（転勤等で特別徴収義務者が変更になる場合）

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書										年度	1.現年度	2.新年度	3.両年度	
米沢市長宛			給与支払者 特別徴収義務者 〔 〕	所在地	〒992-0012 米沢市金池5丁目2番25号					特別徴収義務者 指定番号	950000			
				フリガナ	カナイケショウテン					宛 名 番 号	180000			
令和 × 年 × 月 × 日提出				氏名又は名称	株式会社 金池商店					担 連 当 絡 者 先	所 属	給与担当		
				個 人 番 号 又は法人番号	//////////					氏 名	山田一子			
									電 話	0238-22-5111 (内線 2323)				
給与所得者	フリガナ	ウミノ イチロウ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 日	異 動 の 事 由			異動後の未徴収 税額の徴収方法 (注)		
	氏 名	海野 一郎												
	生年月日	平成12年4月1日												
	個人番号	22222222222				6 月から	10 月から	令和× 年	2			1. 特別徴収継続		
	受給者番号				120,000	9 月まで	5 月まで	9 月	右から 番号を 記入			2. 一括徴収		
	1月1日 現在の住所	〇〇市〇町1丁目1-1						3 日	事由・理由 []			3. 普通徴収 (本人納付)		
異動後の 住所				円	円	円								
1. 特別徴収継続の場合														
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	969888			新規	法人番号	333333333333			新しい勤務先へは、月割額 10,000 円を				
	所在地	〇〇市〇〇2丁目2-2			担 当 者 連 絡 先	所 属	総務課			10 月分(翌月10日納入期限分)から				
	フリガナ	ウミノショウジュウゲンガイシャ				氏 名	佐藤 一郎			徴収し、納入するよう連絡済みです。				
	氏名又は名称	海野商事 有限会社				電 話	××××-××-×××× 内線 ()			受給者番号				
										納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	☐ 右から 番号を 記入 1.必要 2. 不要			
2. 一括徴収の場合														
理 由	☐ 右から 番号を 記入	1.異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため				徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、					
		2.異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため				年 月 日	円		☐ 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。					
3. 普通徴収の場合														
理 由	☐ 右から 番号を 記入	1.異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため				※市 町村 記入 欄								
		2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため												
				3.死亡による退職であるため										
(注) 新年度分又は両年度分の異動届出書を作成する場合における「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄等の記載方法														
① 新年度分の異動届出書を作成する場合であって、新しい勤務先において特別徴収されることを希望する場合、本欄は記載せずに、「1.特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。普通徴収されることを希望する場合、本欄及び各徴収方法欄は記載不要です。														
② 両年度分の異動届出書を作成する場合、本欄は異動年月日時点で現に特別徴収している特別徴収税額について記載してください。														
③ 両年度分の異動届出書を提出する場合における、現年度分及び新年度分それぞれの異動後の税額については、原則として以下の徴収方法によることを希望しているものとして扱われます。														
(現年度分) 本欄で選択した徴収方法。														
(新年度分) 「1. 特別徴収継続の場合」欄に記載があった場合は新しい勤務先における特別徴収。記載がなかった場合は普通徴収。														

6 退職手当等に係る市県民税特別徴収税額納入内訳書

退職手当等に係る市県民税がある場合は、下記の書類を提出してください

退職手当等に係る市県民税特別徴収税額納入内訳書

(あて先) 米沢市長宛 令和 × 年 × 月 × 日提出		(特別徴収義務者) 給与支払者	住所(居所) 又は 所在地	米沢市金池5丁目2番25号						特別徴収義務者 指定番号		950000	
			氏名又は 名称	株式会社 金池商店						連絡先	所属	給与担当	
											氏名	山田一子	
											電話	0238-22-5111	
			人員	2 名		納入年月日		R 5 年 5 月 10 日	納入税額		319,800 円		
退職手当等の支払いを受ける者			退職手当等支払額	該当する事項があれば☑ してください	退職所得控除額の計算の基礎となる勤続期間 及び勤続年数 (1年未満の端数切上)				特別徴収税額 (100円未満の端数切捨)		摘要		
			退職金支払日										
住所	米沢市中央〇丁目〇-〇		1,664,730 円	☐ 障害退職 ☐ 特定役員	自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日				市民税 27,800 円				
フリガナ	ヨネザワ タロウ	生年月日			3 年				県民税 18,500 円				
氏名	米沢太郎	H2年5月5日	R5 年 4 月 10 日										
住所	米沢市花沢町〇丁目〇-〇		22,571,411 円	☐ 障害退職 ☐ 特定役員	自 昭和 61 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日				市民税 164,100 円				
フリガナ	ヤマカ タハナコ	生年月日			33 年				県民税 109,400 円				
氏名	山形花子	S60年6月6日	R5 年 4 月 13 日										
住所			円	☐ 障害退職 ☐ 特定役員	自 年 月 日 至 年 月 日				市民税 円				
フリガナ		生年月日			年				県民税 円				
氏名			年 月 日										
住所			円	☐ 障害退職 ☐ 特定役員	自 年 月 日 至 年 月 日				市民税 円				
フリガナ		生年月日			年				県民税 円				
氏名			年 月 日										
● 退職所得に係る分離課税は、退職手当等の支払いを受けるべき日(通常は退職日)の属する年の1月1日時点で住民登録していた市町村に納入します。													
● 特定役員等の場合は、市町村に特別徴収票を提出する必要があります。													

特別徴収切替届出(依頼)書

(あて先) 米沢市長宛 令和 年 月 日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号			連絡先	所属	
		住所(居所) 又は 所在地	郵便番号				
			フリガナ				
		氏名又は 名称					
		法人番号					
		代表者名					
						氏名	
						電話	

下記の者について、 月分より特別徴収を希望します。
(月 日 納期限分)

給与 所得者	現住所	郵便番号				普通徴収	年税額		円
	フリガナ				納付済額			円	
	氏名				納付済期	月随時分 期分	まで		
	住所 (1月1日)				納税通知書番号				
生年月日		受給者番号		異動年月日					
備考									

給 与 支 払 報 告 収 入 特 別 徴 収 に係る給与所得者異動届出書

年度

1.現年度2.新年度3.両年度

米沢市長宛 令和 年 月 日提出			給与支払者 特別徴収義務者	所在地											特別徴収義務者 指 定 番 号			
				フリガナ											宛 名 番 号			
				氏名又は名称											担 連 当 絡 者 先	所 属		
				個 人 番 号 又は法人番号													氏 名	
給与所得者	フリガナ				(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未 徴 収 税 額 (ア)-(イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税額の徴収方法 (注)			
	氏 名				円		月から 月まで		月から 月まで		令和 年 月 日		1. 退職 2. 職・長 3. 転 4. 休 5. 死 6. 支 7. 合 少 額 ・ 不 定 期 解 散 他 の 事 由 ・ 理 由		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)			
	生年月日																	
	個人番号																	
	受給者番号																	
	1月1日 現在の住所																	
異動後の 住所				円		円		円		事由・理由		内線()						

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規	法人番号				新しい勤務先へは、月割額_____円を	
	所在地	〒		担 当 者 連 絡 先	所 属			月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
	フリガナ				氏 名			
	氏名又は名称				電 話			受給者番号
内線 ()							納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	1.必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由	右から 番号を 記入	1.異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
		2.異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理由	右から 番号を 記入	1.異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3.死亡による退職であるため	※市町村記入欄	
----	------------------	---	---------	--

(注) 新年度分又は両年度分の異動届出書を作成する場合における「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄等の記載方法

① 新年度分の異動届出書を作成する場合であって、新しい勤務先において特別徴収されることを希望する場合、本欄は記載せずに、「1.特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。普通徴収されることを希望する場合、本欄及び各徴収方法欄は記載不要です。

② 両年度分の異動届出書を作成する場合、本欄は異動年月日時点で現に特別徴収している特別徴収税額について記載してください。

③ 両年度分の異動届出書を提出する場合における、現年度分及び新年度分それぞれの異動後の税額については、原則として以下の徴収方法によることを希望しているものとして扱われます。

(現年度分) 本欄で選択した徴収方法。

(新年度分) 「1. 特別徴収継続の場合」欄に記載があった場合は新しい勤務先における特別徴収。記載がなかった場合は普通徴収。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

令和 年 月 日 米沢市長宛	給与支払者 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	
		住所(居所) 又は 所在地	〒 (電話)
		(フリガナ)	
		氏名 又は 名称	
		法人番号	
		代表者の 氏名	
	連絡先	所属	
		氏名	
		電話	

変更事項		変更前	変更後	
	フリガナ			
	氏名 又は 名称			
	住所(居所) 又は 所在地			
	電話番号			
変更事由	1. 氏名又は名称の変更 2. 住所(居所)又は所在地の変更 3. 合併 4. 特別徴収事務の一本化 5. 事務所等の廃止 6. その他 ()			
	合併後に存続する 法人(合併法人)名称			
	合併後に使用する 特別徴収義務者指定番号		変更年月日	令和 年 月 日

◎特別徴収に係る書類の送付について、上記以外の場所を希望される場合は、

下記の欄に送付先の名称・所在地を記入してください。

送 付 先	フリガナ		備考
	氏名 又は 名称		
	住所(居所) 又は 所在地	(電話)	

退職手当等に係る市県民税がある場合は、下記の書類を提出してください

退職手当等に係る市県民税特別徴収税額納入内訳書

(あて先) 令和 年 月 日提出		米沢市長宛 給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所) 又は 所在地											特別徴収義務者 指定番号				
			氏名又は 名称											連絡先	所属			
															氏名			
															電話			
			人員	名		納入年月日		R		年		月		日	納入税額		円	
退職手当等の支払いを受ける者			退職手当等支払額	該当する事項があれば☑ してください	退職所得控除額の計算の基礎となる勤続期間 及び勤続年数 (1年未満の端数切上)								特別徴収税額 (100円未満の端数切捨)		摘要			
			退職金支払日															
住所			円	☐ 障害退職 ☐ 特定役員	自 年 月 日		市民税				円							
フリガナ		生年月日			至 年 月 日		県民税											
氏名					年 月 日		年		円									
住所			円	☐ 障害退職 ☐ 特定役員	自 年 月 日		市民税				円							
フリガナ		生年月日			至 年 月 日		県民税											
氏名					年 月 日		年		円									
住所			円	☐ 障害退職 ☐ 特定役員	自 年 月 日		市民税				円							
フリガナ		生年月日			至 年 月 日		県民税											
氏名					年 月 日		年		円									
住所			円	☐ 障害退職 ☐ 特定役員	自 年 月 日		市民税				円							
フリガナ		生年月日			至 年 月 日		県民税											
氏名					年 月 日		年		円									

- 退職所得に係る分離課税は、退職手当等の支払いを受けるべき日(通常は退職日)の属する年の1月1日時点で住民登録していた市町村に納入します。
- 特定役員等の場合は、市町村に特別徴収票を提出する必要があります。

ゆうちょ銀行の指定について

特別徴収税額を納入する際、東北6県以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は右の指定通知書に「ゆうちょ銀行店名または郵便局名」及び「貴事業所名」をご記入のうえ、初回の納入の際、そのゆうちょ銀行直営店または郵便局に提出してください。

年 月 日

ゆうちょ銀行 店長 様
郵便局長

米 沢 市 長
(公印省略)

指 定 通 知 書

貴店・貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、米沢市の市民税・県民税（特別徴収税額）取扱機関に指定しましたので通知します。

承認番号	貯1第3113号
口座番号	02410-5-960031
加入者の名称	米沢市会計管理者
取りまとめ先	仙台貯金事務センター

事業所名
